

# 地域産業保健センターの活動実態と その評価方法に関する研究

広島産業保健推進センター  
所長 坪田 信孝

# 目的

## 地域センターにおける以下の問題点を改善

- 事業実績報告書の書き方に指定様式を見ただけでは良く分からない点が多量にありました。
  - コーディネータに聞いても「分からないで書いている」というものが少なくない。
  - 「明瞭な書き方を調べ周知する」、あるいは「様式の改善」が必要。
- ボランティアで活動しているとする者が少なくない。
  - 地域センターごとの「独自の活動や工夫を評価する」仕組みが必要。
  - 事業の中の「何がボランティアであるか」を明らかにする。
- 予算が、活動実績に応じて傾斜配分されるのは妥当だが、
  - そのためには活動実績を正しくあるいは公平に表現したものが必要条件

# 調査方法

## ● 対象

- 全国の全ての地域産業保健センター
  - 347に配布、回答数172(回答率49.6%)
  - 記名式回答。郵送法

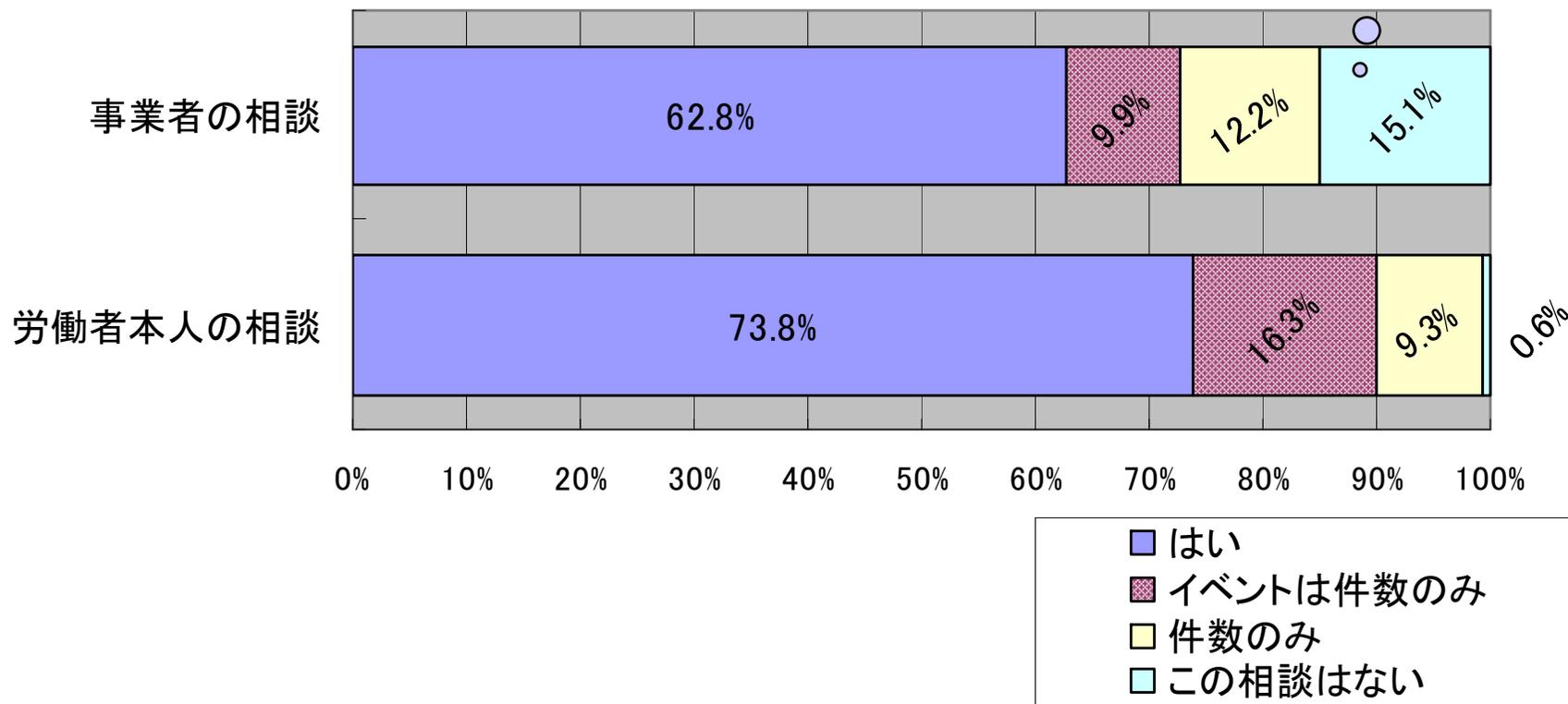
## ● 調査内容

- アンケート(コーディネータに質問)
  - 事業実績報告書作成に関すること
  - 地域センター活動のあり方に関すること
- 関連書類の添付
  - H19年度事業実績報告書
  - 事業実績報告書記入のためのマニュアル(あれば)
  - 運営委員会名簿
  - 旅費規程

# 相談票を記録として残しているか？

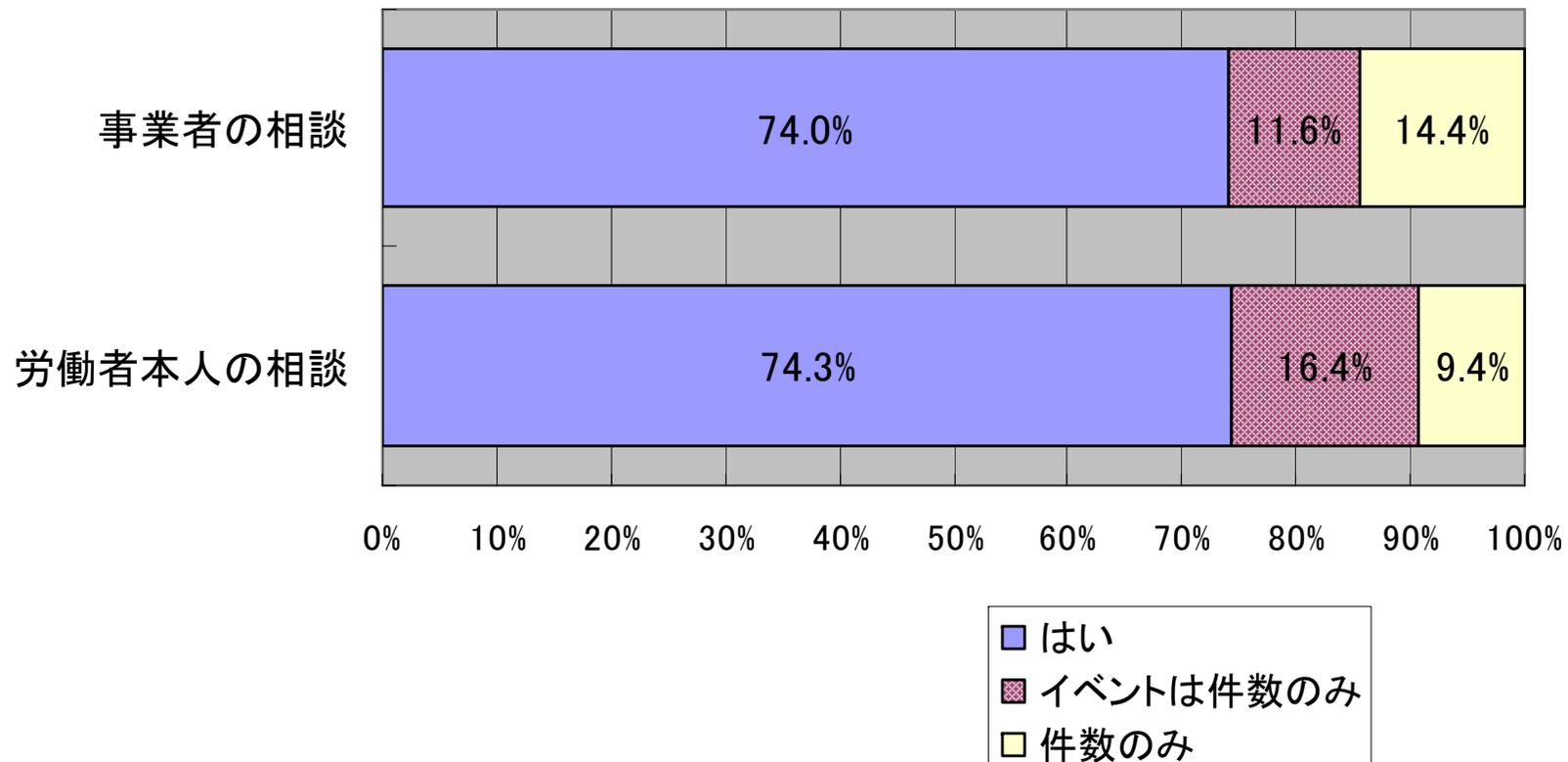
事業者の相談  
のないセンター

## 相談記録票の保存

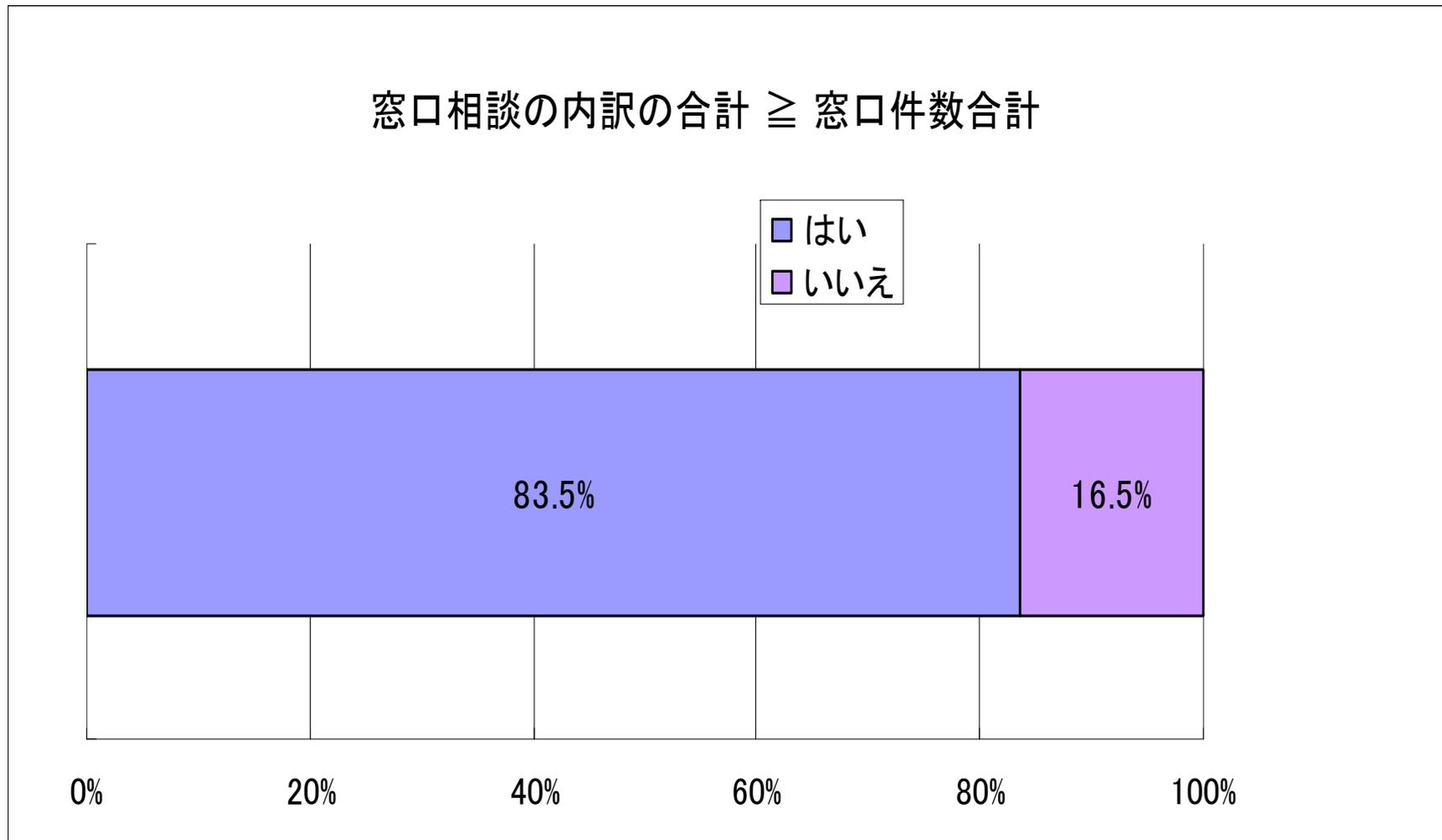


# 相談票を記録として残しているか？

相談記録票の保存

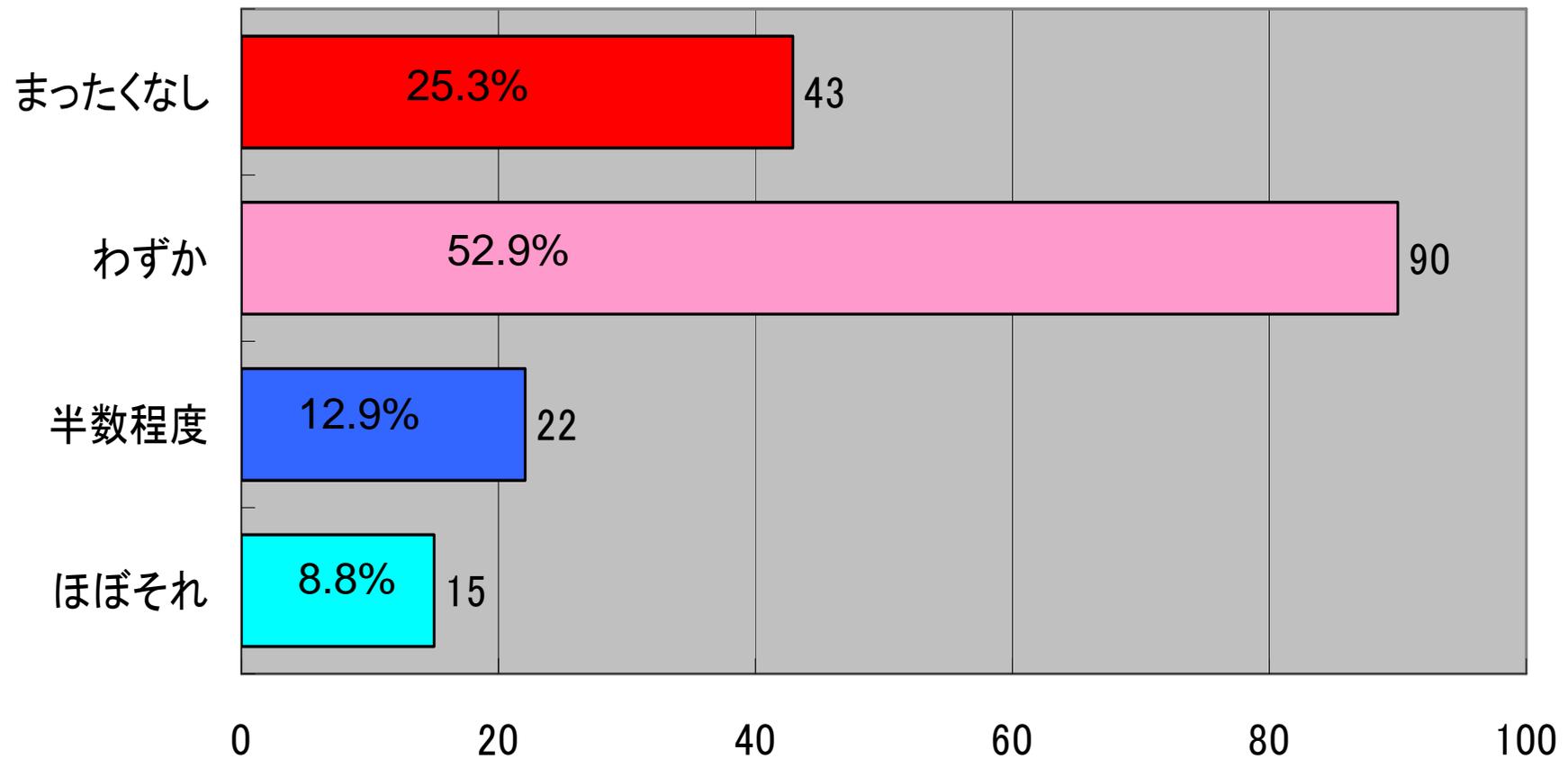


# 相談窓口利用者数と、相談内容別内訳表との整合性



# 監督署による事業のバックアップ

監督署の指導で相談に来る事業所



# 個別訪問事業実績の書き方について

- 個別訪問で複数の事業場が集まった場合
  - 健康教育で、
    - 実施事業場数＝参加事業場数としている 37.5%
  - 団地等の組合事務所での健康相談は、
    - 個別訪問ではなく窓口相談で計上 28.1%
  - 健康相談前後で職場巡視した場合
    - 個別訪問事業場数は＋巡視した事業場数 25.0%
    - 実施(述べ)回数に＋1 21.9%
    - 実施(延べ)回数に＋事業場数 21.9%
  - 窓口相談と個別訪問の両方に計上する場合がある。 3.1%

# 個別訪問指導時に行う、「医師の意見」欄の記入について(健診結果票だけで行う場合)

## ● ある(61%)

- この労働者数を計上する欄はない 18.1%
- 健康相談(延べ)実施人数に計上 69.5%
- 「活動状況」には計上しないが「指導内容」の「・・・就業上の措置に関する事項」に計上 10.5%
- 個別ではなく「窓口相談」に1回として計上 1.9%

## ● ない(38.9%)

- 面接、健康相談をし健康相談(延べ)実施人数に計上 91%
- 「医師の意見」を記入し、「・・・就業上の措置に関する事項」に計上 20.9%

# 事業実績報告書の項目について

- 書き方の分からない項目がある 29.7%
- 書く必要のない無意味な項目がある 23.8%
- 追加すべき項目がある 13.7%

# 事業実績報告書で記載不明な項目 記載不要な項目 ほどの質問か？

## ● 記載不明な項目

- 窓口相談(5①の利用者数、相談内容)
- 個別訪問(5②の事業場訪問活動状況、指導内容)
  - とともに活動実績を示す基本情報である。
  - 用語が曖昧で、特に内容については理解不能なものもある。

## ● 記載不要な項目

- コーディネータ活動(5③)

# 添付書類：事業実績報告書マニュアル

- 国が作成した事業委託要領、運用マニュアル、経理報告マニュアルを添付したセンターはあったが、事業実績報告書作成のためのマニュアルは無し。
- カウントの方法(5①ウ、相談窓口の利用者数)についての説明文を1センターが添付した。
  - 唯一、具体的例を挙げて説明したマニュアル的なものだったが、
    - 利用者数のカウントを2重に計上しているのでは？
    - 「医師の意見」の書き方の説明に誤りがあるのでは？

# カウント方法の説明の唯一の事例：

実績報告書5のウの欄で利用者数の取扱いとして、利用者の数値のカウントは、

- ① 注1では**労働者本人が利用した人数**となっていますが、事業主や労務担当者等が健康診断結果票を持参して、医師がその健診結果の内容を見て事後措置について健康確保のための個別指導や、生活指導のコメントや助言等を行った人数をカウントすることとしています。
- ② **利用した事業者の延人数**は、事業主や労務担当者の相談者の人数をカウントする。
- ③ **相談対象者となった労働者の延人数**は、事業主や労務担当者等が健康診断票を持参したなかで有所見者として医師に意見を求めた延人数とします。

具体的に5のウの取扱いを説明しますと

事業者や労務担当者が雇用労働者の全部の健康診断結果票50枚を相談医にみせてその中に有所見者が30人いた場合、

A. 労働者の利用欄の延人数

相談医が50人分の健康診断結果表を一枚一枚確認して、有所見者30のうち事後措置として個別指導による医師意見があった者が20人、その他に有所見者ではないが経年的に何回か有所見が認められ今回の健診結果で境界値に近い状態のため医師が生活指導の助言やアドバイスを行ったものが5人いたとしたら計25人となります。

B. 事業者欄の延人数

相談に来た事業者や労務担当者の延人数

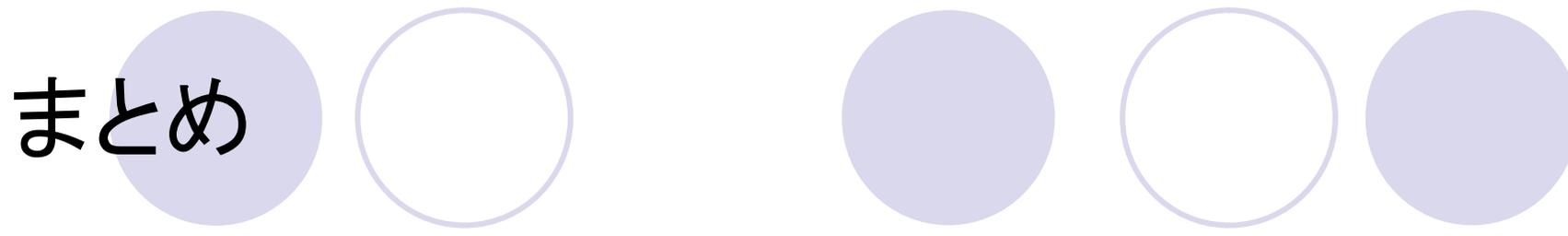
C. 相談対象となった労働者の延人数

有所見者の人数30人とする。

# サポートソフトの仕様

- 操作不要のセルの保護
  - 無用の入力エラー、入カストレスからの開放 (○)
- 項目間の相互チェック
  - 相談内容別カウント総計  $\geq$  利用者数総計 などのルールを適用する (△)
- 基本情報シートからの自動計算
  - 医師・保健師等の名簿と出務記録  $\Rightarrow$  報告書の各人数 (○)
  - 登録事業場リスト  $\Rightarrow$  報告書の登録事業場数 (○)
  - 相談記録票  $\Rightarrow$  相談利用者数など (×)

# まとめ



- 相談記録票の保存

- イベント、事業者等による相談時の記録方法を明確にする必要がある
- 相談記録票の必要性を嚴重に周知する必要がある

- 監督署による事業のバックアップ

- バックアップの必要性について周知する必要がある

- 事業実績報告書は

- 幾つかの考えられる実施状況を想定して、計上方法をより明瞭なものにする必要がある
- 曖昧な項目、不要な項目、追加すべき項目について検討が望まれる